

令和 7 年度

第 5 回沖縄地方最低賃金審議会

日 時 令和 7 年 9 月 11 日(木) 9 : 30～
場 所 那覇第二地方合同庁舎 1 号館
共用大会議室(2 階)

議事次第

- 1 沖縄地方最低賃金審議会の意見（沖縄県最低賃金の改正決定について）に対する異議の
申出について
- 2 その他

令和7年度第5回沖縄地方最低賃金審議会資料一覧

- 1 最低賃金法(抜粋) P 1 ～ P 2
- 2 沖縄県最低賃金の改正決定に関する異議申出書 (写)
申出人 一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会会長 大嶺 健太郎
(令和7年9月1日付け)
P 3 ～ P 4
- 3 沖縄県最低賃金の改正決定に関する異議申出書 (写)
申出人 沖縄県労働組合総連合議長 穴井 輝明 (令和7年9月10日付け)
P 5 ～ P 6
- 4 沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について (諮問) (写)
P 7 ～ P 8
- 5 沖縄県最低賃金の改正決定について (答申) (写) P 9 ～ P 14

最低賃金法(抜粋)

(地域別最低賃金の決定)

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。

(最低賃金審議会の意見に関する異議の申出)

第十一条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日から十五日を経過するまでは、前条第一項の決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

令和7年9月1日

沖縄労働局
局長 柴田 栄二郎 殿

一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協
会長 大嶺 健太

沖縄地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立

沖縄地方最低賃金審議会は、8月26日に沖縄県の最低賃金を1時間当たり71円引き上げて1,023円とする意見を貴職に提出しました。例年より2か月遅い12月1日に効力日を迎える予定でも、価格転嫁先への折衝や賃金全体の改定見直しに至るまでの期間があまりにも短すぎるため、8月26日付「沖縄地方最低賃金の意見に関する公示」に基づき、(一社)沖縄県ビルメンテナンス協会は、以下の通り異議申し立てを行うものです。

記

【申立の趣旨】

最低賃金改定の効力日を令和8年3月31日にすること。

【申立の理由】

1. 答申から効力日まで3か月程度で改定が行われると、賃金改定による原価上昇分を価格転嫁する顧客との価格改定折衝期間があまりに短く、更に契約期間途中での金額増額交渉は、従来から困難を極め、国、地方自治体を含め、増額改定は殆ど行われておりません。その結果、企業経営を圧迫し企業の存亡に関わる事態も生じております。
2. 最低賃金改定は、単に最低賃金に抵触する使用人だけの賃金改定に止まらず、使用人全体の賃金体系の見直しを行わなければなりません。最賃上昇分と社会保険等累進課税増額分、年次有給休暇消化賃金上昇分及び交代職員賃金上昇分等を賄う原資の捻出が必要になります、効力日までに半年程度の猶予準備期間が望ましい。

よって、一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会は、沖縄地方最低賃金審議会の意見に異議を申し立て、申立の趣旨記載のとおり、効力日を令和8年3月31日に変更することを求めるものです。



2025 年 9 月 10 日

沖縄労働局長
柴田 栄二郎 様

沖縄県労働組合総連
議 長 穴井 輝
〒900-0026

那覇市奥武山町 26 - 24 奥武山マンションビル 201
電話 098-996-2110 F A X 098-996-1820

2025 年度沖縄地方最低賃金にたいする異議申出

沖縄地方最低賃金審議会は 8 月 26 日、今年度の沖縄県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額 952 円を 71 円引き上げて 1,023 円とする、発効日を本年 12 月 1 日とするとの答申を行いました。時間額 71 円の引き上げは過去最高額であり、異常な物価高騰が働く者の暮らしを直撃する中、中央最低賃金審議会が示した目安 64 円に 7 円を上乗せするとの答申は意義あるものと受け止めています。

しかしながら、時間額 71 円の引き上げでは、単年度で見ても労働者の生活を改善することは困難であり、また本来あるべき水準にも遠く、大都市などとの賃金格差も解消されません。再議論し他県との格差是正と時給 1500 円を視野に入れた議論を再度行うべきです。加えて発効日をこれまででもっとも遅い 12 月 1 日としたことは大きな問題です。それらを決めた専門部会の議論も公開されていません。時間額 1000 円を上回る目安が示されていながら、沖縄地方の最賃がおよそ 2 ヶ月にわたって全国最低水準の 952 円のまま据え置かれることは、最賃及びその近傍で働いている方々やこの秋、賃金改定を控えていた労働者に冷や水を浴びせ、苦労を続けさせるものであり容認できません。

以上のことから、下記の異議申出をおこないます。

記

1. 答申された時間額 1,023 円のままで、最低賃金を決定することについては、賃金の低い沖縄県民の生活実感から不服です。賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、沖縄の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
2. 「2025 年 12 月 1 日」とした発効日について再考し、これまで同様「一日も早い発効」のために、地域別最低賃金決定後ただちに公示し、「公示の日から起算して 30 日を経過した日」で実施してください。



3. 景気の好循環をもたらす最賃引き上げにあたって、中小企業が求めている消費税や社会保険料の減免、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。
4. 多くの県民の賃金を議論、決定する専門部会で、委員がどのような根拠を持ってどのように主張し、議論し、その結果どうなったのかを明らかにするのは当然の義務です。最低賃金決定の「納得感の高い合意」を形成するため、非公開審議とせず、公労使三者がそろった場での議論を積極的に行い、県民の前で堂々と審議することで審議会の透明性を高めるべきです。
5. 審議会で議論に際し使用する資料について、経営状況、物価指数の資料は充実していますが、労働者の生活実態が反映された資料がありません。全労連（全国労働組合総連合）が全国で行っている最低生計費試算調査を資料に採用してください。愛知県では資料として採用されています。全国との格差が大きい沖縄でこそ県民の生活実態が数字として把握できる資料は不可欠です。

おわりに

今年も後出しじゃんけんで沖縄が全国で低水準の最低賃金となりました。いつまでこのようなことを続けるのでしょうか。他県より1円多ければいい、最下位にはなりたくない、このような論理が働いているようでは、審議会の意味がありません。最低賃金は他県との比較ではなく、憲法で保障された文化的で最低限度の生活を営むことができるか、を議論し答申を出す機関です。狭い日本、全国どこへ行っても最低賃金は同じなのは当たり前ではないでしょうか。離島ではむしろ生活に要する費用は高くつくことから、離島や過疎地が最低賃金を高くすべきではないでしょうか。普通の生活を困難にしていることからすれば、現在の最賃システムは人権問題でもあります。

沖縄の最低賃金の決定を任された審議会委員のみなさん。本当にこの水準の最低賃金で貧困と格差は解消されているのですか。自己責任で片付けられる県民に今の生活を強いるのですか。みなさんがしなければならないのは、労働者の生活と暮らしを守る賃金。そして中小企業を守り、経済をまわすために賃金を大幅に引き上げることでないでしょうか。異例ですが、今年は色々異例が続いています。異例な再審議していただくことを、最低賃金を決めることができるみなさんが決断していただくことを切に望みます。

以上



沖労発基 0911 第 1 号
令和 7 年 9 月 11 日

沖縄地方最低賃金審議会
会 長 上江洲 純子 殿

沖縄労働局長
柴田 栄二郎

沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、令和 7 年 9 月 1 日付けで一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会会長 大嶺健太郎から、同年 9 月 10 日付けで沖縄県労働組合総連合議長 穴井輝明から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。



沖 地 最 審 第 5 号
令和 7 年 8 月 26 日

沖縄労働局長
柴田 栄二郎 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会 長 上江洲 純子

沖縄県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 1 日付け沖労発基 0701 第 1 号をもって貴職から諮問のあった沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、別紙 2 のとおり令和 5 年 10 月 8 日発効の沖縄県最低賃金（時間額 896 円）は令和 5 年度の沖縄県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、当審議会として、政府等に対し別添のとおり付帯決議するので、格別の対応を強く要望する。

沖縄県最低賃金

1 適用する地域

沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,023 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 1 日

沖縄県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 沖縄県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 896 円
- (3) 発 効 日 令和5年10月8日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和5年度
- (3) 生活保護水準（令和5年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の沖縄県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（95,928 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（注）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると沖縄県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1 箇月換算額

896 円（沖縄県最低賃金）×173.8（1 箇月平均法定労働時間数）×0.807（可処分所得の総所得に対する比率（※））＝125,669 円

（※）令和7年7月22日、中央最低賃金審議会の「令和7年度第2回目安に関する小委員会配布資料」に示された比率。

- (1) 今年の審議にあたって、当審議会から中央最低賃金審議会及び厚生労働省に対し、引上げ額の目安を算出した具体的な根拠について照会したが、明確な回答を得ることができなかった。最低賃金法第9条第2項に定める法定3要素のデータが不十分となると、地方の審議会で自主性を発揮した十分な議論を行うことができない。

今後、中央最低賃金審議会が引上げ額の目安を提示するに当たっては、明確な根拠・具体的なデータに基づく納得感のある提示を行うことを強く求めるとともに、参照すべき地域別の統計データを、地方最低賃金審議会の求めに応じ、確実に提供して頂くことを要望する。

- (2) 政府は最低賃金について、「2020年代中に全国加重平均を1,500円となることを目指す」としているが、この方針に沿って毎年大幅な引上げが続くと、特に、労務費を含む価格転嫁の状況を踏まえると、最低賃金引上げの影響を大きく受ける地方の中小企業・小規模事業者は、改定への対応が年々厳しくなっている現状にある。

特に、最低賃金発効までのプロセスについて、現状では、①結審から発効日までに価格転嫁をするための準備期間が足りない場合があること、②公契約について、最低賃金改定に伴う契約の改定が翌年4月になることがあり、最低賃金改定に伴う人件費上昇分が赤字要因となり得ること、③社会保険に加入していない非正規職員による就業調整が生じた場合の人員不足の問題、④最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時の計画の策定等に相当な期間を要し、助成金の支給までの期間が長期化することなど、中小企業・小規模事業者にとって多くの課題が顕在化している。

このため、最低賃金引上げの原資の確保に向けての各企業の十分な準備期間を確保するため、最低賃金の発効日を、年初めまたは年度初めなどの指定日発効とすることを強く要望するとの使側の意見がある。

その一方で、地域別最低賃金の発効日については、労使交渉による賃上げの手段をもたない未組織労働者をはじめとする社会の隅々に春闘等における賃上げ結果を速やかに波及させるため、10月の早い段階で発効すべきとの労側の意見もある。

これら発効日に関する労使双方の意見を踏まえると、国及び中央最低賃金審議会においては、指定日発効のあり方について、地方最低賃金審議会に議論を委ねるのではなく、発効日を定めた法14条2項の趣旨及び解釈指針を明確に示し、必要に応じて法改正も視野に入れた検討を直ちに行うべきであり、その旨強く要望するものである。

- (3) 国に対し、中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる取引環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月、中小企業庁)に基づく、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の更なる実効性強化を図ることを求める。

また、価格転嫁対策を事業者間取引の分野だけでなく、対消費者分野においても徹底するため、最終消費者である国民に広く価格転嫁への理解を求めるなど、賃上げ原資の確保につなげる取組みを継続的に実施し、中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境整備を行うよう要望する。

- (4) 国に対し、最低賃金の引上げの影響を大きく受ける業種の生産性向上支援など、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 カ年計画」に基づき、実効性のある施策を実施するよう要望する。

また、生産性向上に取り組んだ場合に支給される「業務改善助成金」や非正規雇用労働者の処遇改善の取組を実施した事業者に対して支給される「キャリアアップ助成金」については、申請から助成金の支給までの期間の長さが指摘されているところである。このため、その利活用の促進と周知の徹底に取り組むとともに、手続きの簡素化等により、助成金の支給までの期間の短縮に努めるよう要望する。

- (5) 公契約については、参考人招致等において、最低賃金改定後の労務費上昇分を反映した契約の時期が、新年度の予算措置後の翌年 4 月になるなどの事例報告があったところである。

このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが過去最高の 71 円となったことを踏まえ、公共調達契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議するとともに、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう受注者の申出に速やかに対応し、これを徹底するよう求める。

